

受診時のお願い

保険証のご提示

- ・ 月初めやお勤め先が変わられた時、有効期限の変更があった場合、住所変更があった場合等は、その都度保険証や受給者証をご提示ください。

生活保護の方へ

- ・ 当院は、生活保護指定医療機関です。
- ・ 月ごとに、福祉事務所にて発行してもらった医療券をご提示ください。(※ 毎月発行が必要です)
- ・ 医療券のご提示がある月は、窓口負担はございません。
- ・ 医療券のご提示がないと、全額自己負担となる場合がございます。
- ・ 生活保護受給者の眼鏡処方希望の場合は、**眼鏡処方箋のお渡しは後日**になります。
- ・ 眼鏡処方箋に意見書を添付することで、購入負担の補助が受けられる場合がございます。

住所・ご連絡先・氏名変更

- ・ 当院では、6か月間ご来院がなかった場合は、こちらから個人情報の更新確認を行っております。
- ・ 住所やご連絡先、氏名が変更された際は、速やかにご申告をお願い致します。

お支払い

- ・ お会計は、**現金のみ**となっております。

他院(他科)に通院中の場合

- ・ 他院にて処方されたお薬を使用中の方は、お薬手帳または薬剤情報提供書をご持参ください。
- ・ 使用しているお薬がわからない場合、当院にて処方できない場合がございます。

他院(眼科)からの転院を希望される場合

- ・ 経過に応じた治療決定のためにも、可能な限り紹介状をご持参ください。
- ・ 患者さまのお体のご負担、医療費の軽減にもつながります。

16歳未満の方の受診

- ・ 保護者同伴にてお願いしております。
- ・ 眼鏡処方、コンタクト処方、お薬処方は保護者不在の場合は発行できません。

老人保健施設入所中の方の受診・処方について

- ・ **介護老人保健施設にて必要な医療を行うことが困難な場合に、受診することができます。**
- ・ 受診の前に必ず入所中の施設に受診希望のご相談をしていただき、**他科受診の判断を仰いでください。**
- ・ 他科受診が認められた場合には、当院受付時に、下記のものをお出しく下さい。
 - 医療保険の被保険者証 介護保険の被保険者証 他科受診依頼表
- ・ 介護老人保健施設に入所中の他科受診のお支払いについては、受診内容によって**患者さまのご負担分と介護老人保健施設ご負担分**がございますので、ご請求についてあらかじめご了承ください。
- ・ 施設入所中の**外泊中にも同様の取り扱い**となりますので、必ず入所施設にご相談いただき必要書類をご持参の上ご受診願います。
- ・ 詳細につきましては、入所中の施設と当院にてお問合せください。

入院中の方の処方について

- ・ 現在入院中の方は、入院中の医療機関以外の受診は入院医療機関で診療を行うことができない専門的でやむを得ない場合に限られます。このため、ご家族が代わりにお薬のみ取りに来ることを含め、**他院受診を希望する場合の方法について、入院医療機関へ事前の確認が必要です。**
- ・ 現在ご入院中の方でお薬がなくなった場合、まずは**現在入院している医療機関にて処方してもらえるか主治医に確認**をして、ご入院中の医療機関の指示に従ってください。
- ・ ご入院中の指示にて他院受診が認められた場合、**入院中の医療機関より「診療情報提供書」を発行していただき当院へご持参**ください。
- ・ 現在入院中の医療機関で対応が難しい場合は当院にて処方になりますが、その際入院している医療機関により（算定されている入院料によって）、保険請求範囲が異なるため、**窓口負担の有無も異なります**のであらかじめご承知おきください。

緊急患者さま対応時のご理解ご協力をお願い

- ・ 当院は、**難病指定医療機関** 及び **労災認定医療機関**であり、難病診療の他、外傷等の緊急手術に対応しているクリニックであるため、緊急患者さまの診察、治療を優先して行う場合があります。
- ・ その際には、外来診療を中断、受付終了させていただく場合があり、別日に予約を取っていただくか、近隣の医療機関への受診をお願い致します。
- ・ 特に、日・祝の受診については、救急患者さまの対応が多い傾向にありますのでご理解ください。